

広島県告示第七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第六項の規定により告示した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によって、認定を取り消した。

平成二十五年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

府中市元町字コウノキウ五一一番一、字ドウジヨウ五一二番一

二 認定を取り消した年月日及び番号

平成二十五年二月二十二日 第H二十四認消通知広島建指〇〇一〇五号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

福山市新涯町一丁目五番二五号

有限会社備興住建

代表取締役 那俄性 敏光